

選定審査方法

1. 選定審査

- 各委員は、面接審査が終了後、選定基準に基づき、書類審査の内容も含めた点数を採点し、採点委員の総合計得点に基づいて候補者を選定する。ただし、委員長は採点を行わない。
- 応募団体数が3以下の場合は、書類審査と面接審査を同日に行う。
- 応募団体数が4以上の場合は、書類審査と面接審査を別の日に行う。この場合において、書類審査日に欠席した委員は、面接審査日に出席すれば採点は可能とする。逆に、書類審査日に出席した委員が面接審査日に欠席すれば、採点はできない。

2. 面接方法

申請書の提出団体順に次の要領で面接を行う。

(1) プレゼンテーション（10分）

各評価項目についてのプレゼンテーションを行うものとする。

(2) 質疑応答（20分程度）

提出書類及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、質問する。

- プレゼンテーションについては、時間厳守とする。9分経過時点で時間表示を行い、10分が経過すれば、プレゼンテーションの状況にかかわらず、終了するものとする。
- 質疑応答については、20分経過時点で時間表示を行い、質疑応答の状況に応じて進行を行うものとする。

3. 面接参加団体の出席者について

- (1) 各団体の代表者に面接への出席を依頼する。代理人出席も可とする。
- (2) 各団体の面接出席者は、3名以内とする。
- (3) 面接出席者については、必要な事項を事前に報告するものとする。
(事前報告事項：団体名、氏名、所属、役職、連絡先)
- (4) 上記の各項目については、面接参加団体が共同企業体等の場合も同様とする。
- (5) 企画提案書のみでの説明（プロジェクター等の禁止、追加資料の配付不可）とする。

4. 採点について

- 面接参加団体の全ての面接が終了した後に、委員の意見交換を行う。
- 点数は、各委員の採点は100点満点とする。総合計点は、『100点満点×委員長を除く出席委員数＝満点』とする。（4人の場合400点が満点）
- 委員全員の合計点数が満点の60%以上に達した団体がない場合は、指定管理者として

「適格者なし」とする。(400点が合計満点の場合、60%は240点)

- 合計得点が最上位である団体でも、選定基準(別表1)(1)~(7)の各小計点において、全委員の合計で0点となった項目が一つであれば、候補者として選定しない。その場合、選定対象外となった団体を除いて、最上位の団体を候補者とする。
- 最上位の者が同点で複数ある場合は、順位点により各委員の採点において、最上位の団体を2点、次位の団体を1点、その他の団体を0点として、その合計点が最上位の応募団体を候補者として選定する。それでもなお最上位の者が同点で複数となった場合は、下記の「選定基準優先順位設定表」により、優先順位第1位の項目の各採点委員の点数を合計し、その合計点を比較して最上位の団体を、候補者として選定する。ただし、第1位の項目の各採点委員の合計点が同点であった場合には、第2位の項目の各採点委員の合計点を比較する。以下、第6位の項目まで順に各採点委員の合計点を比較し、候補者の団体を選定する。

〈選定基準優先順位設定表〉

優先順位	選定基準中の「条例に定める指定の要件」の項目
第1位	(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
第2位	(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
第3位	(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
第4位	(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
第5位	(6) 管理経費の縮減が図られること。
第6位	(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。

- 上記による選定方法でも決定しない場合には、くじにより候補者の団体を選定する。
- 採点は、下表を基本として行う。これ以外の配点については、適宜按分する。

配点基準	配点10点	配点15点
特に優れている	10点	15点
優れている	8点	12点
普通	6点	9点
多少不十分	4点	6点
不十分	2点	3点
劣っている	0点	0点

5. 採点方法を指定する項目について

応募団体が次に該当する場合は、審査においてそれぞれ点数を付与する。

該 当 要 件		基礎点
市の指定管理料の積算額と指定期間における指定管理料の提案額（平均額・小数第1位四捨五入）を比較し、削減率（少数第2位四捨五入）に応じて付与	2%以上4%未満	1点
	4%以上6%未満	2点
	6%以上8%未満	3点
	8%以上	4点
次の①～⑦の項目に該当する場合は、配点（6点）を上限として項目ごとに2点ずつ付与。 （※ グループ応募の場合は、⑤の項目を除き、すべての者が満たしていること。）		
①	次のいずれかに該当する場合 ・障害者の雇用状況報告義務があり、令和3年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ・障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者(*)を1人以上雇用している場合 ・堺市障害者雇用貢献企業である場合 *障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年第123号)第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され(又は見込み)、週20時間以上勤務している者	2点
②	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく認定を受けている場合	2点
③	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく認定を受けている場合	2点
④	65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合	2点
⑤	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。）	2点
⑥	市内に本社・本店を有している場合 （グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。）	2点
⑦	ISO14001の認証、エコアクション21の認証・登録、KESステップ2の登録又はエコステージ（レベル3）の認証のいずれかを受けている場合	2点